

保育所等の設置認可にかかる意見聴取について
～ 各教育・保育提供区域における設置認可等の状況 ～

【議題の趣旨】

○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業における定員の設定及び利用定員の変更について、子ども・子育て支援事業計画との整合性を審議するにあたり、委員の皆様からご意見を聴取するものです。

○各教育・保育提供区域における定員設定については、以下に記載のとおりです。

○静岡東南区域 ※【資料2-1】P3～4をご欄ください。

【説明】

- 意見聴取は、P3の 1. 意見聴取内容の概要 に記載のとおり、「あい保育園国吉田の定員変更」について伺うものである。
- あい保育園国吉田（P4下段の 4事業者詳細 No.12）について、直近3か年の利用定員に対する園児の利用状況を踏まえ、利用実態に適合させるため、2号定員11人の減少を行うものである。
- 定員変更後の利用定員は、P4上段の 3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策 No.12 あい保育園国吉田 のとおり、2号定員39人、3号定員40人とし、合計79人とした。
- 2号定員変更後の過不足については、P4上段の 3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策 の表の下部に示す 過不足（確保方策-R2量の見込み） に記載のとおり、61人の供給過多であり、今回の定員変更によって不足が生じるものではない。

○静岡西南区域 ※【資料2-1】P5～6をご欄ください。

【説明】

- 意見聴取は、P5の1. 意見聴取内容の概要に記載のとおり、「ふじみ幼稚園の定員変更」について伺うものである。
- P5上段の2. 静岡市子ども・子育て支援事業計画【量の見込みと確保方策】について、②確保方策計-①量の見込み計により不足が生じる0歳児について、ふじみ幼稚園（P6下段の4事業者詳細No.8）が、利用定員を3人増加させるものである。
- また、同園について、直近3か年の利用定員に対する園児の利用状況を踏まえ、利用実態に適合させるため、1号定員27人の減少を併せて行うものとする。
- 定員変更後の利用定員は、P6上段の3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策 No.8 ふじみ幼稚園のとおり、1号定員105人、2号定員60人、3号定員35人とし、合計200人とした。
- 3号定員変更後の過不足については、P6上段の3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策の表の下部に示す 過不足（確保方策-R2量の見込み）に記載のとおり 10人の不足となる。これについては、P5下段の 確保の内容 ②幼稚園の認定こども園移行により確保していく予定である。

○清水庵原区域 ※【資料2-1】P7~8をご欄ください。

【説明】

- 意見聴取は、P7の 1. 意見聴取内容の概要 に記載のとおり、「江尻幼稚園の認定こども園移行に伴う利用定員の設定」について何うものである。
- 江尻幼稚園（P8下段の 4事業者詳細 No.13）は、現在、県の認可を受けて私学助成金の補助により運営している幼稚園であるが、令和3年4月より乳児棟の新設工事を行い、令和4年4月から幼稚園型認定こども園へ移行するものである。
- 移行後の利用定員は、P8上段の 3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策 No.13 江尻幼稚園 のとおり、1号定員 135人、2号定員 30人、3号定員 15人とし、合計 180人の設定とした。
- 幼稚園型認定こども園への移行に伴う利用定員の設定については、静岡市子ども・子育て・若者プランにおいて、認定こども園への移行を促進するために設けられている、「需給調整上の特例として定める数の考え方」に基づき設定するものとする。
- 1号、2号及び3号定員設定後の過不足については、P8上段の 3. 新たに設置認可等をした場合の確保方策 の表の下部に示す 過不足（確保方策-R2 量の見込み） に記載のとおり、いずれの利用定員区分についても不足は生じていない。

※需給調整上の特例

利用定員を新たに設定する場合及び定員増を伴う定員変更を行う場合には、新たな利用定員の設定及び利用定員の変更を行う利用定員区分について（1号、2号、3号）、確保方策及び量の見込みとの比較上、不足が生じていることが原則である。

しかし、保護者の就労状況のよらず柔軟に園児を受け入れることが可能な認定こども園の普及を推進する観点から、上記原則によらず新たな利用定員の設定を認めている。

特例上認められる具体的な利用定員設定数については以下に示すとおり。

• 幼稚園から認定こども園へ移行する場合

2号定員 30人

3号定員 15人

• 保育所から認定こども園へ移行する場合

1号定員 30人